

北上市後期高齢者医療条例の一部改正について (新型コロナウイルスに感染した後期高齢被用者に対する傷病手当金の創設)

令和2年5月8日
議会全員協議会
保健福祉部国保年金課

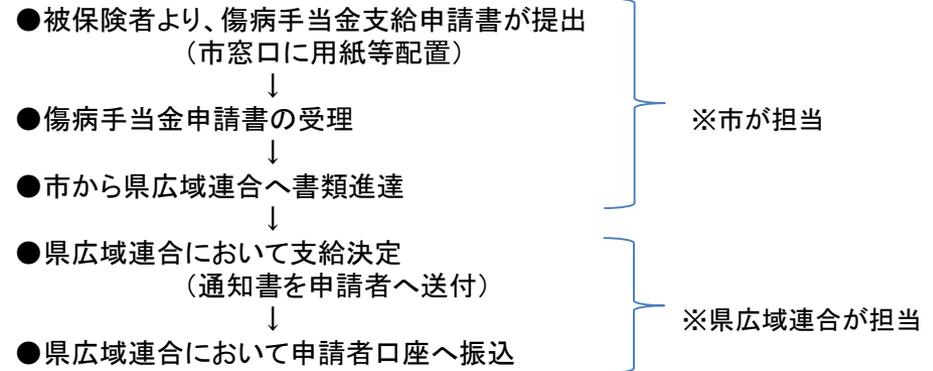


岩手県後期高齢者医療広域連合(以下「県広域連合」という。)において、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより労務に服することができなくなった後期高齢者医療被保険者のうちの被用者を対象として傷病手当金を支給することを受け、市として申請書の受付事務を行うもの。

1 現状と経過 (県広域連合の動き)

- 県広域連合において、傷病手当金は支給していなかった。
(被用者保険と異なり、様々な就業形態の被保険者が加入している後期高齢者医療保険制度において、傷病手当金を制定している他都道府県の広域連合はこれまでになかった。)
- 令和2年3月24日付けで、厚生労働省から「国内における感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルスに感染あるいは感染が疑われる後期高齢者医療保険者である被用者に対して、保険者が傷病手当金を支給した場合にその費用の全額を国が財政支援する」旨の事務連絡が発出されたのを受け、県広域連合として傷病手当金創設に動き出す。
- 時限対応(R2.9月末まで)、かつ収入のある被用者(給与の支払いを受けている正社員や契約社員等(アルバイト・パートも含む)の働きに出ている高齢者で、給与の全部又は一部を受け取ることができなくなった人)だけが対象、という国の制度設計をそのまま県広域連合でも踏襲。
- 令和2年3月31日付けで県広域連合から、構成員である各市町村に対し傷病手当金創設に係る意見照会あり。(4月15日が回答期限)
- 令和2年4月16日に取りまとめ結果が通知され、県内33市町村とも賛成の意向であったことが確認される。
- この結果を受けて、県広域連合では条例の一部改正と規則の制定及び補正予算を令和2年4月27日に専決処分で決定した。

2 傷病手当金の申請処理のフロー



3 今後のスケジュール

(1) 条例改正関係

【内容】

厚生労働省が示す案を基に北上市後期高齢者医療条例を改正する。
(第2条において、新たに1号を加え「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を規定する。)

【施行】

令和2年5月臨時会議に提案し、公布の日から施行する。

(2) 対象者への周知

岩手県後期高齢者医療広域連合ホームページ、市ホームページ、市広報(条例公布後直ちに)

(3) その他

5月12日 庁議
5月18、19日 臨時議会